

広島県学校・家庭・地域連携協力推進事業実施要綱

1 趣 旨

まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図る観点から、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する取組を推進する。

2 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業

- ア 地域と学校の連携・協働体制の構築等
- イ 必要な人員の配置
- ウ 地域学校協働活動の実施等
- エ コミュニティ・スクールの導入・充実に向けた活動等

(2) 地域における家庭教育支援基盤構築事業

- ア 推進委員会の設置等
- イ 家庭教育支援に関する推進体制の構築
- ウ 家庭教育支援に関する取組の試験的实施

3 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 24 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 9 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。